

JPドメイン名紛争処理方針(JP-DRP) 20周年記念シンポジウム (2020.9.23)

ROYALFUR.JP事件 (JP2011-0007)

MOBAGE.CO.JP事件 (JP2012-0002)

瓜生・糸賀法律事務所
弁護士・弁理士 吉川 景司

ROYALFUR.JP事件（JP2011-0007）の概要

- 「ROYALFUR.JP」というドメイン名に対して、移転請求が行われた事案
- 申立人は、高級毛皮の輸入販売等を行っている会社。登録商標として、「ROYAL FUR」という商標を有している。
- 登録者は、「Royal Fur」という店舗名で、毛皮製品等の通信販売を行っている。

ROYALFUR.JP事件（JP2011-0007）の裁定

- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されないことと、第3要件「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」が充足されていないことを併せて認定した。
- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されていないことを認定する際に、第3要件「不正の目的」があるとはいえないことを根拠の一つとした。

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の概要 1

- 「MOBAGE.CO.JP」というドメイン名に対して、移転請求が行われた事案
- 申立人は、モバゲータウンなどの名称で携帯端末向けサイトの運営を行っている。また、「MOBAGE」や「モバゲー」という文字列を含むロゴについて、登録商標を複数保有している。
- 登録者は、デジタルコンテンツの企画・開発・制作・配信業務に従事している会社である。証拠によれば、mobage.co.jpというドメイン名を入力すると、開発環境である旨の表示がなされ、パスワード認証が表示されるようになっていた。

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の概要 2

- 登録者は、3つの要件がいずれも充足されないと主張しており、特に、第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されない理由として以下の事情を主張した。

- ① 登録者が受託開発している事業の開発環境として使用しており、社内および特定取引先のみにアクセスを許可していること
- ② その証拠に、本件ドメイン名にアクセスした場合、開発環境である旨の表示がなされ、一般に利用できないようパスワード認証が表示されるようになっていること

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の裁定

- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されないことと、第3要件「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」が充足されていないことを併せて認定した。
- そして、「MOBAGE(モバゲー)」が造語であることや、著名性を有していることなどの事情から、第3要件の「不正の目的」での使用が推認されるとしたうえで、この推認を打ち破られないのであれば、第2要件の非充足性は認められない（より正確には、第2要件が充足されない場合として紛争処理方針第4条cに例示されている「公正に使用されている」場合とはいえない）、とした。